

## 新聞記事をコピーされる皆様へ ご存じですか？新聞の『クリッピング契約』

JRRC 著作物複製利用許諾契約（以下、「JRRC の許諾」といいます）では、一定の範囲内<sup>1</sup>で全国紙 5 紙（朝日、毎日、読売、産経、日経）を含む全国の主要な新聞 100 紙以上の複製が可能ですので、複数の新聞を購読されている職場において、すべての職員の皆様がそれぞれの新聞の記事を単発的に複製利用することで業務に活用いただくことが可能となっております。

他方で、特定の部署等で反復継続的に多くの記事を複製利用されている場合には、JRRC の許諾を超えてしまいますので、各新聞社と「クリッピング契約」を締結いただき、必要な複製部数、共有人数等の条件を定めて適切にご利用いただく必要があります。

「クリッピング」の定義は、「一媒体の記事を同一組織または同一部署の中で、概ね月 5 記事以上利用する場合がクリッピングに該当する<sup>2</sup>」となっており、官公庁における新聞の複製利用の具体的なイメージは以下のとおりです

**（例 1）各部局・課において、A 新聞、B 新聞、C 新聞の記事をそれぞれ週に 1 記事程度の頻度で複製して内部で共有している場合**

☞ JRRC の許諾の範囲内となるため、事前かつ個別の許諾手続きなしに複製が可能（利用目的が異なれば部課ごとに複製可能）です。

**（例 2）総務や広報担当が毎朝各新聞をチェックし、必要な記事を切り抜いてコピーして、役員・幹部職員、関係部署に配布している場合**

☞ JRRC の許諾に加えて、複製の頻度や複製部数（配布人数）に応じた各新聞社とのクリッピング契約の締結が必要です。

なお、複製した記事を組織外に提供（外部提供）する場合は、JRRC の許諾範囲外となるため、新聞社からの許諾を得る必要がある点にもご留意ください。

ご不明な点がございましたら、弊センター（[jrrc\\_info@jrrc.or.jp](mailto:jrrc_info@jrrc.or.jp)）またはご購読いただいている新聞社までご連絡ください。

1 一定の範囲とは、JRRC 使用料規程に記載の「小部分」、「少部数」、「小規模」を指します。

「小部分」…著作物全体の 30% または 60 頁以下。※新聞（日刊紙）のみ概ね月 5 記事未満。

「少部数」…紙媒体から紙への複写・共有が 1 回につき 30 部以内。

「小規模」…紙媒体からの電磁的複製（PDF、JPEG 形式）の複製・共有が 1 回につき 40 人以内。

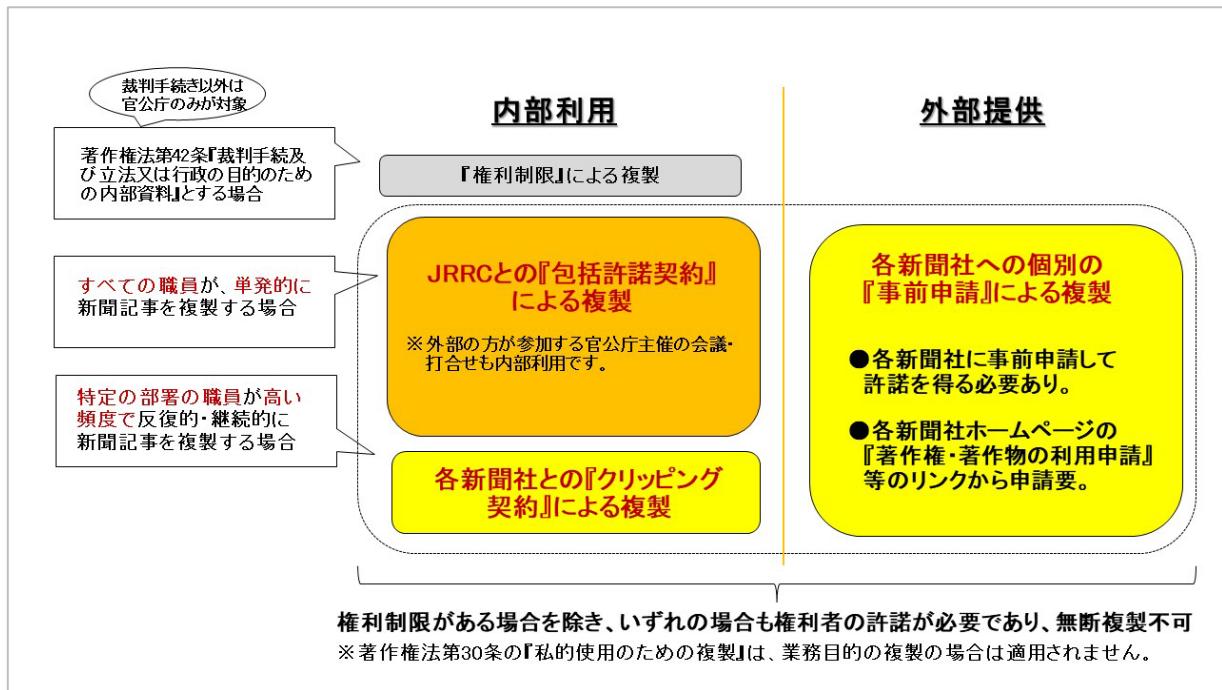
2 「一媒体」…A 新聞・B 新聞等それぞれを一媒体として数える。

「同一組織または同一部署」…小さな組織であれば組織全体を同一組織、それ以上の組織であれば課や部の単位を同一部署とする。

「概ね月 5 記事以上利用」…概ね週 1 記事を超える=概ね年間 50 記事を超える複製が該当。

なお、JRRC では 10 万点を超える出版物を集中管理していますが、新聞（日刊紙）については、このような利用条件があり、JRRC の管理著作物データベースに詳細が掲載されています。その他の書籍や雑誌については、新聞のクリッピングに当たるような利用条件はございませんので、上記の「一定の範囲」内であれば複製の頻度にかかわらずご利用いただけます。

前ページのご説明を図示したものが以下のとおりとなります。



### ※権利制限について

官公庁の組織内部における複製利用でご留意いただきたい点は、著作権法第42条の「行政目的のための内部資料とする場合」の複製についてです。

同条文は一見すると官公庁の職員の皆様は権利者の許諾を得ることなく著作物の複製利用が可能と理解されがちですが、「著作物は、立法または行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、複製し、または当該内部資料を利用する者との間で公衆送信を行い、もしくは受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類および用途、ならびにその複製の部数、およびその複製、公衆送信または伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。」となっており、「その必要と認められる限度において」と「著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない」という制約が課されている点に留意が必要です。

著作権法の逐条解説書である加戸守行著「著作権法逐条講義（七訂新版）」（365～367頁）に同条第1項解説があり、「行政目的のため」とは「行政庁が国家意思等を決定し、行使するのに必要な場合をいう。執務参考資料として複製することは認められず、複製しなければ立法、行政の目的を十全に達成できないような場合であることを要する。」と限定されています。

文化庁「著作権テキスト令和7年版<sup>3</sup>」87頁にも「単に職務参考用として新聞記事や書籍等をコピー等することは該当しません。」と解説されています。このほか、同庁HP「令和5年通常国会 著作権法改正について<sup>4</sup>」では、公衆送信について「クリッピングサービス等既存ビジネスを阻害するような、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」には、本条による公衆送信等はできず、原則通り著作権者等の許諾が必要となります。」との記載があります。

<sup>3</sup> [https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/94283401\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/94283401_01.pdf) (P87)

<sup>4</sup> [https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r05\\_hokaisei/](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r05_hokaisei/) (本文、解説P12、通知P2)